

コラム見直し（案）

コラムの見直し（案）

コラムについては、主に、委員の意見による新たな項目の追加、内容の再確認や時点修正に加え、本編への移設や古い情報の削除などを中心に見直しを行った。

No.	項目	頁	項目	新規	修正	継続	削除	委員 意見
1	概要	5の⑥	都心部のまちづくり(回遊性向上)	●				◎
2	建築物	43	手足の不自由な人について			●		
3		50の次	ロービジョン者について	●				◎
4		50の次	ロービジョン者に配慮した整備について	●				◎
5		50の次	ロービジョン者に配慮した案内表示の考え方	●				◎
6		51	コミュニケーション(意思伝達)支援(改題)		●			
7		56	車いすの介助方法1			●		
8		57	車いすの介助方法2			●		
9		62	避難設備・施設的设计ポイント			●		
10		85	介護ベッド(収納タイプ)(改題)		●			
11		86	オストメイトについて(改題)		●			
12		87	オストメイト対応設備の利用について(改題)		●			
13		93	使い勝手に配慮されたトイレのドア		●			◎
14		97の次	ふくおか・まごころ駐車場制度について	●				
15		98	目の不自由な人について			●		
16		99	耳の不自由な人について			●		
17		103の次	歩道状公開空地におけるのバリアフリー化整備の考え方1, 2	●				
18		105	心のバリアフリー(モラルマナー)(改題)		●			
19		114	知的障がいについて(改題)		●			
20		119	自閉症について			●		
21		122の次	住空間のバリアフリー	●				◎
22		127	ホテルのバリアフリー化(聴覚障がい者への対応)		●			
23		130の次	「赤ちゃんの駅」に登録しましょう	●				
24		131	こころの病について正しく理解しましょう			●		
25		136	目の不自由な人のための情報手段		●			
26		137	耳の不自由な人のための設備・共用品		●			
27		141	手話と指文字			●		
28		149	子育てバリアフリー			●		
29		交通機関	183	乗降ロビー付近的设计ポイント			●	
30	187の次		車両(公共交通機関)のバリアフリー基準の概要	●				◎
31	196の次		一般便所への機能分散		●			
32	205		市営地下鉄七隈線の音サインシステム		●			
33	220		災害時に援護が必要な人への支援(改題)		●			

No.	項目	頁	項目	新規	修正	継続	削除	意見委員
34	道路	232の次	工事中のバリアフリー配慮	●				
35		238の次	横断歩道のエスコートゾーン	●				
36		240	ノンステップバス		●			
37		241	バス停の利用環境改善(屋根やベンチの設置)(改題)		●			
38		242	福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画(改題)		●			
39	公園	251	ほじょ犬(身体障害者補助犬)について(改題)		●			
40		290の次 ①	公園の情報提供について	●				
41		290の次 ②	公園の利用支援について	●				
42	技術	317の次	障害者に関するマーク1, 2	●				

※ 2004版は27項目。2008版は41項目。

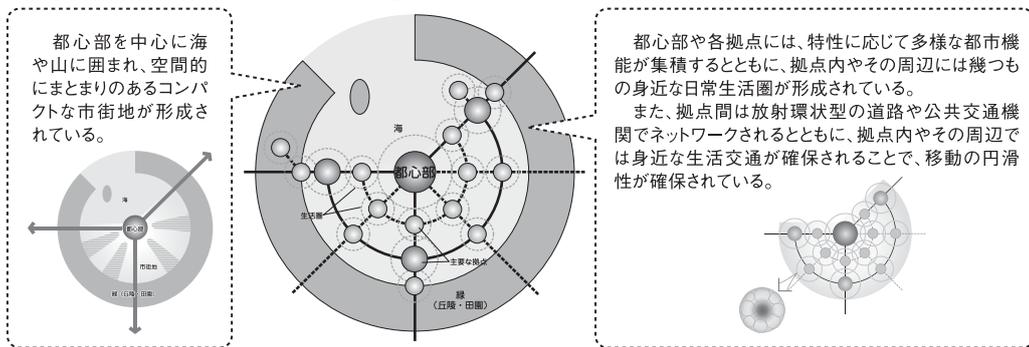
-	42	電動車いす					●	
-	73	トランク付エレベーター					●	
-	92	トイレ洗浄ボタンの配置					●	
-	109	手すりの点字表示					●	
-	147	色覚異常について					●	
-	155	カラーバリアフリー					●	
-	203	個別の音案内のガイドライン					●	
-	204	音サインとは					●	
-	216	市営地下鉄七隈線のユニバーサルデザイン1					●	
-	217	市営地下鉄七隈線のユニバーサルデザイン2					●	
-	238の次	点字ブロックと周辺床とのコントラスト(案)					●	
-	266	誰もが安心して使えるバイオトイレ					●	
-	267	公園の災害時対応設備					●	
-	271	ユビキタス社会の実現に向けて					●	

都心部のまちづくり(回遊性向上)

●福岡型のコンパクトな都市

「第9次福岡市基本計画（平成24年12月策定）」では、福岡市の成長のエンジンである都心部を中心に、東部・南部・西部の広域拠点，地域拠点などに拠点の特性に応じて多様な都市機能が集約集積し，市民活動の場が提供され，交通基盤のネットワークにより移動の円滑性が確保された「福岡型のコンパクトな都市」の実現をめざすこととしています。

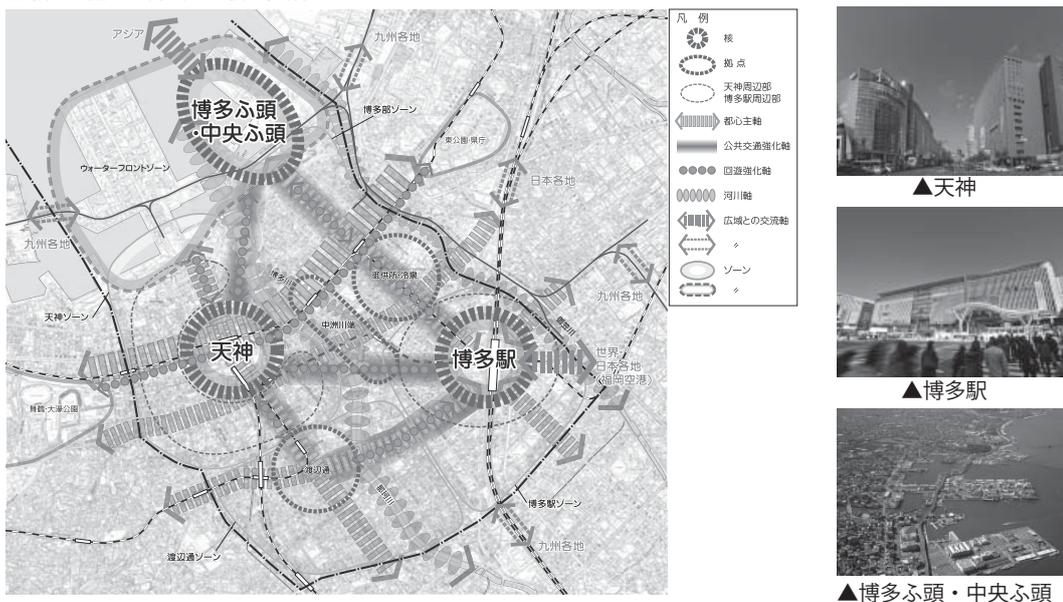
■福岡市における「コンパクト」な都市の概念



●都市の活力をけん引する都心部の機能強化

「福岡市都市計画マスタープラン（平成26年5月策定）」では、基本方向のひとつとして「都市の活力を牽引する都心部の機能強化」を掲げ，天神，博多駅，博多ふ頭・中央ふ頭を中心とするエリアにおいて，都心部の機能強化や質の高い空間づくりに努めるとともに，都心部の活力を支える交通環境の改善や回遊性の向上を図ります。

■都心部の将来の都市構造



手足の不自由な人について

●手足の不自由な人は

杖をつけて歩いていたたり、車いすに乗っていると段差や階段の昇降に支障があります。また、街なかを歩いていて前から来る人とぶつかりそうな時も急に横によけることができない等、日常生活上で様々な不自由を感じる事が多くあります。

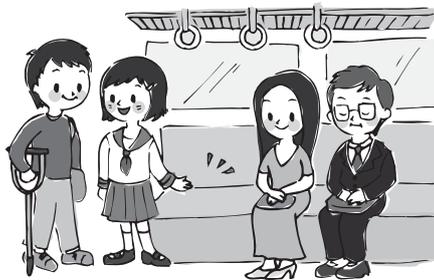
●手足の不自由な人への接し方



①車いすの人が困っていたら、まず声をかけましょう。「何かお手伝いすることはありますか?」（車いすの人と同じ目線になって話しかけるとより良いでしょう。）



②エレベーターの乗り降りでは人とぶつかることもあります。車いすの人が乗り降りする時は、ちょっと道をゆずってください。



③足の不自由な人は、杖や松葉杖を用いたりもします。優先席でなくても、席をゆずりましょう。



④雨の日は手足の不自由な人が一番困る日です。傘はさせないし、足元はすべりやすく危険です。隣に手足の不自由な人がいたら積極的に、手を貸してあげましょう。

覚えておこう

優先席 公共の乗り物で高齢者や、体の不自由な人が優先して座ることができる席です。

注! 手足の不自由な人を街で見かけて、困っている様子が見られたり、援助を求められたときに手を貸してください。

ロービジョン者について

●ロービジョンとは

私たちの眼は、視力（ものを見分ける能力）、視野（ものが見える範囲）、色覚（色を見分ける能力）といった、主に3つの要素でものを見ています。眼や視神経、脳（視中枢）のどこかが障がいされると、この機能が低下してものが見にくくなります。ロービジョン者とは、このような原因で全く見えないわけではないけれど、日常生活において不自由さを感じている方をいいます。

WHOによると、ロービジョンの基準は、眼鏡などを使用した場合の矯正視力が両眼で0.05以上、0.3未満となっていますが、ロービジョンの定義は各国においてまだ確立していないのが現状です。日本では、視覚障害者手帳を持つ方が約31万人（厚労省2006年）で、その内の約70%が視覚活用が可能なロービジョン者です。

また、日本眼科医会は、日常に困難さを感じている方の潜在数を約164万人と推定して、このうち、ロービジョン者（児）は約145万人としています。この数は福岡市の人口とほぼ同じになります。それではどのような眼疾患が主に視覚的な困難さをもたらすのでしょうか。

●ロービジョン者の見え方

視野（ものが見える範囲）に不自由さがある方の見え方について考えてみます。下記は見え方の例であり、他にも様々な見え方があります。



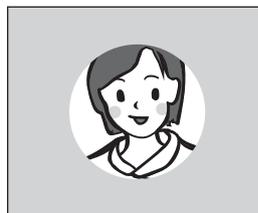
▲通常視力の場合

眼科でスタッフが検査室へ案内しています。スタッフが1m離れた距離から呼んでいるとします。



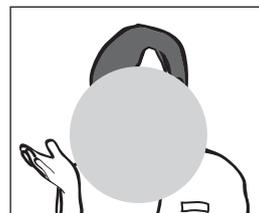
▲視力が弱い場合
(視力0.02の見え方)

0.02位の視力では、1m先のスタッフの眼と鼻、口の存在がわかる程度で、細かな表情をとらえることは難しい状態です。



▲視野が狭い場合
(視野10°の見え方)

人の動きが多い待合室では、1mの距離からスタッフが声かけをした場合、顔の全体がやっと把握できる程度で、案内している手を同時に見ることはできません。



▲一部分が見えない場合
(中心暗点の見え方)

中心暗点がある方は、視野10°など視野が狭い方よりもさらに見え方に限界があります。

●ロービジョン者への配慮

「こちらどうぞ」だけではわかりにくいいため、「右側」あるいは「まっすぐ前に」など、具体的な方向の声かけをし、場合によっては手をさしのべて案内する等が必要です。

<監修：山田 敏夫 「眼科ケア（メディカ出版）」>

ロービジョン者に配慮した整備について

●整備の考え方と整備事例

ロービジョン者の特性を踏まえた上で、下記の点に配慮して施設を整備することが望めます。

■安心して歩ける空間構成

ベンチや柱など、ロービジョン者が歩行中に衝突する恐れがある設備等が容易に認識できるように、設備や床、壁は色彩、明度差、輝度比を確保することが望めます。

その他、適度な明るさの確保や、進むべき方向を示すサイン等のデザインを工夫するなどの配慮が望めます。



壁と床のコントラストに配慮した事例▶
(市営地下鉄七隈線 天神南駅)

■行き先、設備への案内表示

ロービジョン者の中には、行き先までの道しるべとして視覚障がい者誘導用ブロックを活用している人がいるため、床や路面と視覚障がい者誘導用ブロックとの輝度比等を確保することが望めます。

その他、視覚以外での誘導(音声・音響・人的支援)も活用することが望めます。



輝度比を確保するために舗装の色に配慮した事例▶
(JR千早駅前交差点部の歩道)

■設備や設備を構成する部品を認識しやすくする

トイレの男女区別表示は、複雑なデザインは避け、認識しやすい色使いとし、発見しやすい位置や大きさに配慮することが望めます。

その他、階段の段鼻の表示や手すりの高さ等に配慮することが望めます。



サインの大きさに配慮した事例▶
(西鉄福岡天神駅のトイレサイン)

ロービジョン者に配慮した案内表示の考え方

案内表示の表示面の大きさには限りがあるため、ロービジョンの方などが案内表示の内容や案内表示自体を認識できないことがあります。

特に、大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物においては、誘導用の案内表示の文字や掲示高さ、連続性に配慮が必要です。

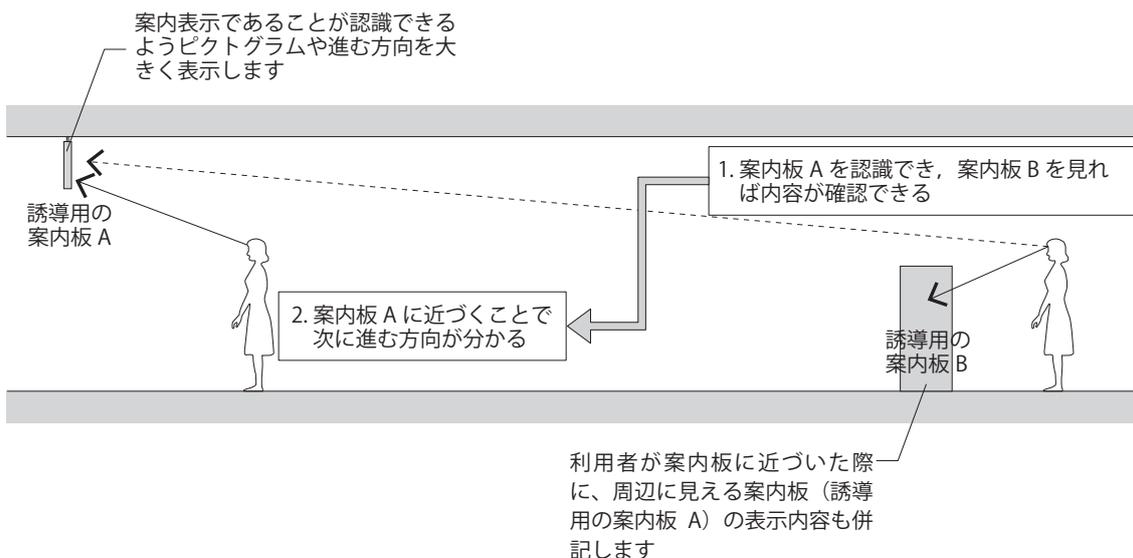
①案内表示であることをまずは認識してもらう

- ・建築物等を利用する上で重要な案内表示（誘導用の案内板等）やインフォメーション（ピクトグラム等）があることを、ある程度離れた距離からでも認識できるように配慮することが望まれます。
- ・交差点部などの誘導案内では、どの施設・設備へ誘導しているかがわかるよう、ピクトグラムや進む方向を大きく表示することが望まれます。

②動線を示す案内表示に連続性を持たせます

- ・動線を示す主要な案内板等は、必要な情報が目的地まで連続的に得られるよう配置することが望まれます。
- ・利用者が案内板等に近づいた際に、その周囲にある誘導用の案内板等に表示されている内容も合わせて表記することが望まれます。

■ロービジョン者に配慮した案内表示の整備例



コミュニケーション(意思伝達)支援

●コミュニケーション支援ボードとは

「コミュニケーション支援ボード」(以下「ボード」)は、聴がい障害や知的障がいなどの理由で、話し言葉でのコミュニケーションが困難な人達や外国人とのコミュニケーションを支援するためのものです。言葉でうまく伝え合えない時に「コミュニケーション支援ボード」を差し出して、必要な項目を指さしたり、お客様に指さしてもらったりしながら会話をします。

表紙



●使う時の注意点

障がいのある人の中には、絵や字がたくさん並んでいるボードを見て、どうしてよいか分からなくなってしまう人もいます。コミュニケーションが難しい場合は、1つずつ「項目」を指さして確認しましょう。

詳細を伝える場合は、「筆談をすること」や「ゆっくり分かりやすく話すこと」で、コミュニケーションを図ることもできますので、お客様の状況に合わせて必要な手段を使うとよいでしょう。

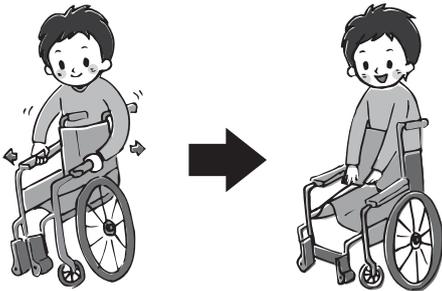
●参考資料

- ・「コミュニケーション支援ボードクイック・マニュアル」
(発行元:財団法人明治安田こころの健康財団)
<http://www.my-kokoro.jp/communication/index.shtml>
- ・知的障害、発達障害、精神障害のある方との「コミュニケーションハンドブック」
(発行元:国土交通省)
http://www.milt.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

出典:公共交通機関における「コミュニケーション支援ボードの使い方」(交通エコロジー・モビリティ財団)

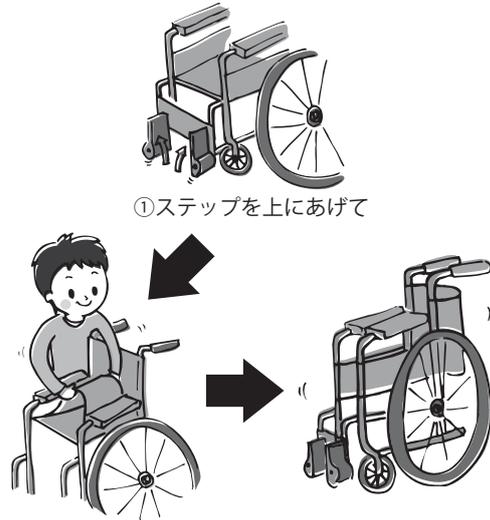
車いすの介助方法 1

●車いすを広げるには



- ①少し外側に開きます。
 - ②次に、シートの両端に手をおいて押し広げます。
- ※指を挟まないよう注意しましょう。

●車いすをたたむには



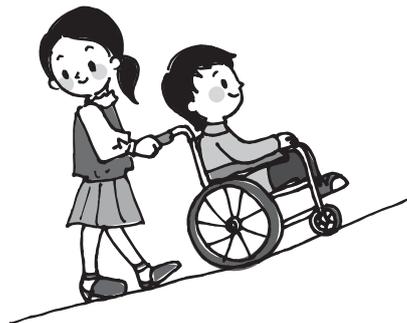
- ①ステップを上にあげて
- ②次にシートの中央部を引っ張りあげます。

●階段を上り下りするとき



階段で上り下りを手伝うには、3~4人がかりで、呼吸を合わせて静かに持ちあげ上ります。下りるときは車いすは上りと同じ向きで、後ろ向きのまま持ちあげおろします。

●坂をくだるとき



坂道をくだる場合は後ろ向きのままゆっくりくだるようにします。

車いすの介助方法 2

●車いすで段差を上るとき



①段差の前でステップバーを踏み、前輪を浮かせあげさせます。



②前輪をしっかり段差の上ののせます。

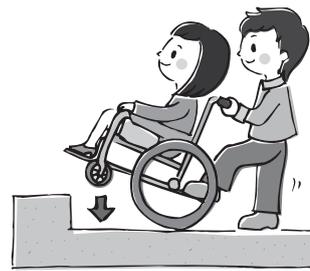


③後輪を引き上げながら前に押し、段の上にあげます。

●車いすで段差を下るとき



①上るときと逆の要領でうしろ向きにゆっくり後輪をおろします。



②ステップバーで前輪をあげ、後ろに引き、ゆっくりと前輪をおろします。

●溝やすき間を越えるとき



道路に溝があったり、電車とホームの間が大きくあいている場合は、段差の上り下りと同じ要領で溝の前で前輪をあげて越えます。

注!

介護者が車いすから手を離すときは、必ずブレーキをかけ、車いすが動かないように注意しましょう。

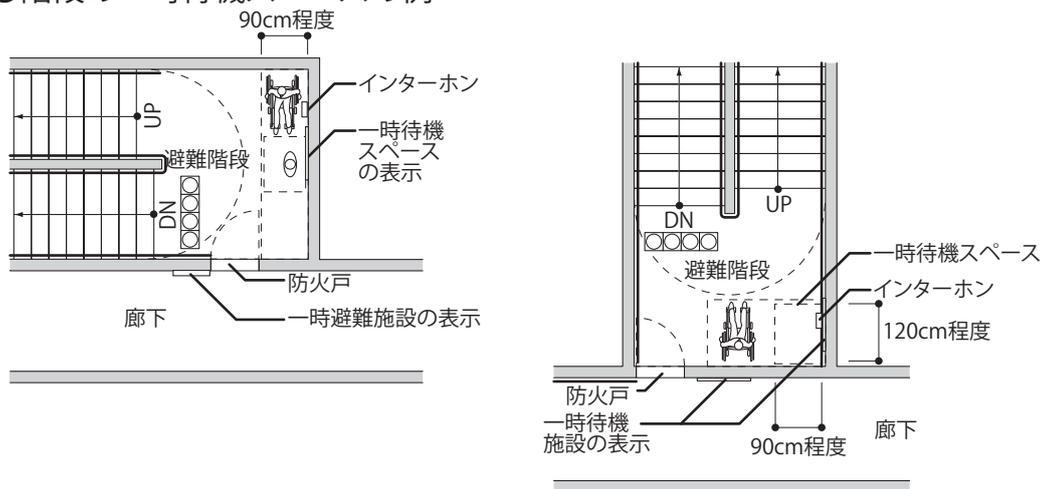
避難設備・施設的设计ポイント

●避難施設・設備的设计では,以下のような配慮が望めます。

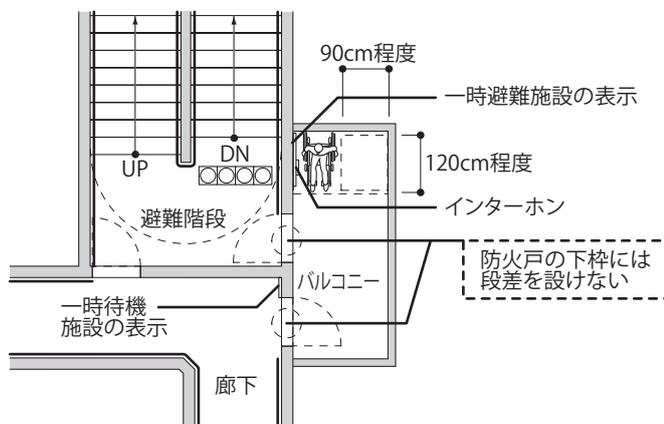
- 1) 分かりやすい動線計画とし,ゆとりあるスペースを確保する。
- 2) 想定される避難経路は,段を設けない。
- 3) 非常用警報装置は,視覚障がい者,聴覚障がい者に対応したものを設置する。
- 4) 階段や廊下等に,非常時に待機できる安全な一時避難施設を設置する。
- 5) 避難時には煙を避けるために,伏せる等姿勢が低くなることから,低い姿勢からも分かりやすい誘導に配慮する。視覚障がい者,聴覚障がい者に配慮して,音声誘導,フラッシュライト等による誘導を併せて行う。

■参考図

●階段の一時待機スペースの例



●バルコニー等の一時待機スペースの例



コラム

介護ベッド(収納タイプ)

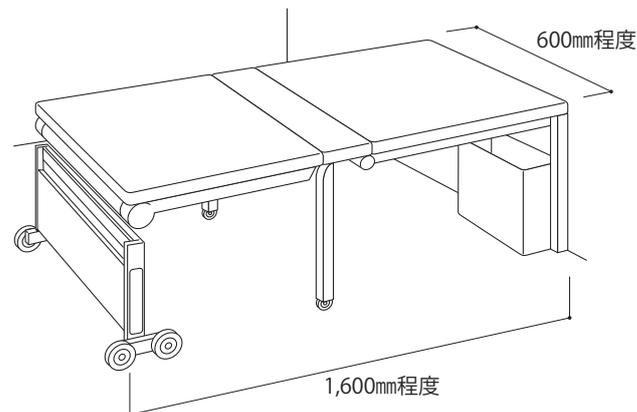
●使い方

肢体不自由の方はズボンなどを脱いで車いすから便器へ移乗しています。足をのばす必要があるズボンの着脱は着替え台が無い場合は床で作業するしかないなど、大変苦労されています。また、車いす使用者のおむつ交換や衣服の着脱などのためには大人が横になれるスペースが必要です。

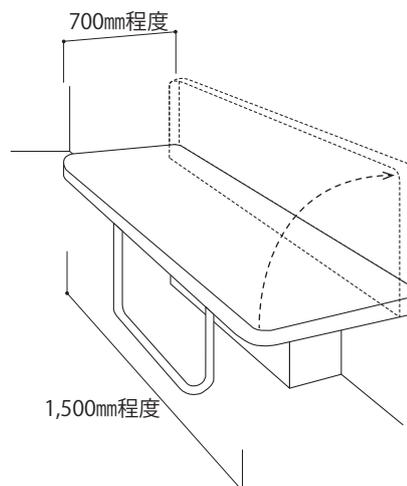
収納式なので車いすの移動に邪魔にならず、着替えやおむつ交換、荷物を置きたい時などにも役立ちます。

現状の福祉型便房などに設置が進めば、障がい者や高齢者の外出の機会がより広がります。

■短辺方向収納タイプの例



■長辺方向収納タイプの例



オストメイトについて

●オストメイトとは

大腸がん、ぼうこうがんなどの治療のため人工肛門、人工ぼうこうなどのように、手術で人工的に腹部に「排泄口」(ギリシャ語でストーマ)をつくった人のことです。日本には約19万3千人(平成24年度福祉行政報告例:厚生労働省)のオストメイトがいるといわれています。

手術前とほとんど変わらない生活ができますが、多くの人が出先での排泄に悩んでいます。

●ストーマの種類について

ストーマを持つと肛門のように便意や尿意を感じたり我慢したりすることが難しくなります。

自分の意志とは関係なく出てきてしまう便や尿を管理するために、排泄物を受けとめるための袋「ストーマ装具」をストーマの上に貼り排泄物を処理しています。

■ストーマの種類

	<p>コロストミー (結腸ストーマ) 便は軟便～固形</p>		<p>イレオストミー (回腸ストーマ) 便はたいてい水様</p>		<p>ウロストミー (人工膀胱) 腎臓から回腸の一部などを経て尿を排泄する</p>
--	--	--	--	--	---

●排泄処理方法について

ストーマ装具に溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。このときに、ストーマ装具や腹部を洗浄する必要があります。

従って、オストメイトの方が外出の際に困ることとして次のことが挙げられています。

[オストメイトの方の声]

- ・汚れた補装具(ストーマ装具)や衣服、身体を洗う設備が必要
- ・冬場でも腹部を洗いたいので、お湯が出る設備を備えて欲しい
- ・着替えや補装具(ストーマ装具)などを一時置きする場所が欲しい
- ・ストーマ装具が正しく装着できているかを確認するので、下腹部が映る鏡が欲しい
- ・外見上は健常者と変わらないので、トイレ入口の表示はオストメイト用の表示(文字、ピクトグラム)を設置して欲しい

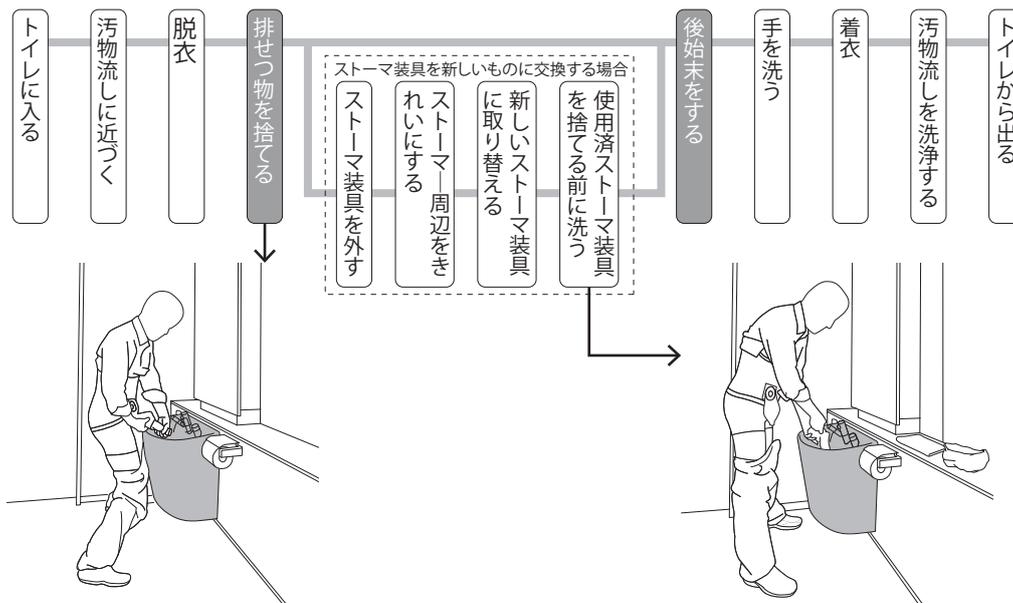
オストメイトに関する詳しい情報は下記で知ることができます。

公益社団法人日本オストミー協会 <http://www.joa-net.org/index.html>

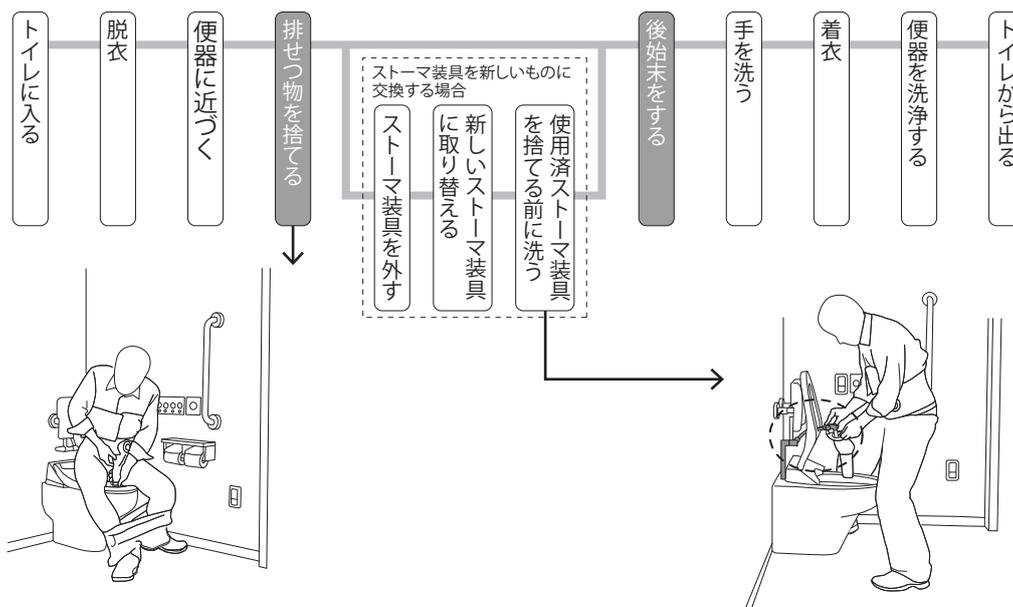
オストメイト対応設備の利用について

オストメイトの方は、排泄処理のため、下記のような行動フローでオストメイト対応設備を利用します。

■汚物流しを使用する場合の例



■簡易型オストメイト用設備（腰掛便座）を使用する場合の例



使い勝手に配慮されたトイレのドア

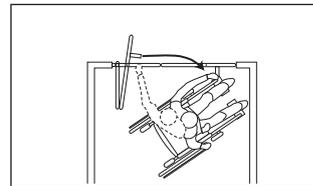
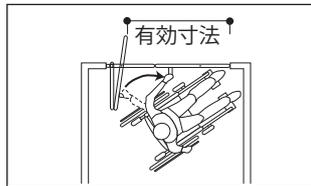
すべての人が安全かつ容易に使用することができる公共用トイレのドアを紹介します。

●事例紹介

■折り戸（バリアフリータイプ）…有効寸法：850～1,100mm

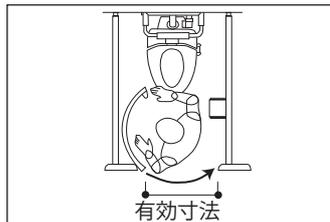


●可動域を考慮したもの ●一般的なもの



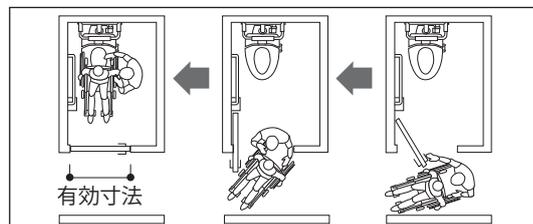
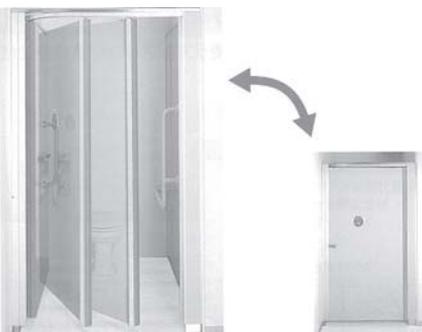
車いす使用者の腕の可動域に配慮し取っ手の位置をドア中央付近に配置した折り戸は、一般の折り戸に比べ、ドアの開閉に必要な動作が小さくなります。

■アークスライド（回転式引戸）方式…有効寸法：600～900mm



扉が使う人のまわりを取り巻くように動くため開閉時に身体をよける姿勢や動作をする必要がなく、杖や荷物を持った人でも簡単に操作を行うことができます。

■引込み戸…有効寸法：600～900mm



体にやさしい扉です。幅の広い扉も小さく開くことが可能です。車いすの方でも簡単に操作を行うことができます。

■その他

上記の他に、「ゼンマイ」によるアシスト機能を備え、わずかな力で開閉することができるスライドドアもあります。

ふくおか・まごころ駐車場制度について

●「ふくおか・まごころ駐車場制度」とは

障がい者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用駐車場などに車をとめ、安全、安心に施設を利用できるようにする制度のことです。下記の要件を満たす駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として登録しています。

「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場には、目印となるステッカー（A3 サイズ）を掲示することになっています。

「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場は、対象となる方が運転又は同乗している場合に利用証を掲示することで利用することができます。利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の提示が必要となります。利用証の交付対象者は次の通りです。

- ・車いす使用者（車いす常時使用のみ）で自ら運転する方には①赤色
 - ・身体・知的・精神障がい者、高齢者、難病の方には②緑色
 - ・妊産婦やけがをしている方には③オレンジ色
- の利用証を交付しています。



お願い！ 駐車場を所有又は管理している方は、「ふくおか・まごころ駐車場」への登録をお願いします。

●「ふくおか・まごころ駐車場」の登録要件

障がい者等用の駐車場（幅3,500mm以上）、もしくは一般の駐車場

●駐車場の登録に関する問合せ先

- ・福岡県福祉労働部障害者福祉課社会参加係
- ・以下のサイトに「ふくおか・まごころ駐車場」の概要が掲載されています。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/fukuokamagokorochusyazyou.html>

目の不自由な人について

●視覚障がいとは

視覚障がいとは、視力や視野、色覚などの視機能が十分でない状態をいいます。

視力障がいは、歩行時に手引きや白杖が必要で、文字の読み書きに点字を使うなど視覚による日常生活が難しい「盲」と、両眼の矯正視力が0.1以下で視覚による日常生活は可能ですが、文字の読み書きに不自由が生じる「弱視（低視力、ロービジョン）」があります。

視野障がいは目を動かさないと見たときに見える範囲が狭いことです。

●目の不自由な人への接し方



①あいさつをするときは、見える人の方から先に声をかけてください。正面から声をかけるとよいでしょう。



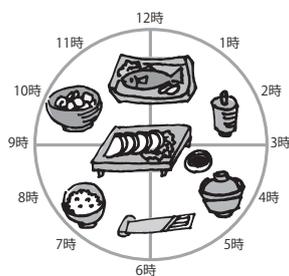
②目の不自由な人の中には、全く見えない人と、少し見える人がいて、お手伝いする内容もそれぞれ違います。何かが必要か率直に聞きましょう。



③案内をするときは、白い杖の反対側に立って腕か肩をもってもらい、目の不自由な人の半歩前を周囲の様子を説明しながら歩きます。手をつかんだり、引っぱったり、押ししたりすることはやめましょう。



④階段やエレベーターでは、上がるか下がるかをはっきりと説明することが大切です。



⑤お茶や食事の時は、最初に並べた食器などの位置と内容を説明してください。物の位置は、時計の方向で説明するとわかりやすいでしょう。



⑥トイレでの案内は、和式、洋式の違いを伝え、座る方向や水洗のレバー、トイレットペーパーの位置を手で触れて確認してもらえるとわかりやすいでしょう。

耳の不自由な人について

●聴覚障がいとは

聴覚障がいは、外見上は障がいのあることがわかりません。コミュニケーションや情報のやりとりをする時に初めてわかるために「見えない障がい」ともいわれています。

聴覚障がいは人によって聞こえ方もコミュニケーション手段も様々です。

●耳の不自由な人への接し方



①耳の不自由な人には、必ず正面から話しかけるようにしましょう。



②聞こえない人の会話の方法に唇の動きを読みとる方法があります。口をやや大きく開いて、はっきり、ゆっくりと話すようにしましょう。



③筆記法は、手のひらや紙に文字を書いて読みあう筆談と、空中に文字を書く空書があります。この方法は多少時間がかかりますが、正確です。書く時は、短く簡潔に書きましょう。



④耳の不自由な人は、音声による案内を利用することができません。駅やデパートなどで、音が聞こえず立ち止まって困っている人がいたら、②や③の方法を使って放送内容を伝えてあげましょう。

歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方 1

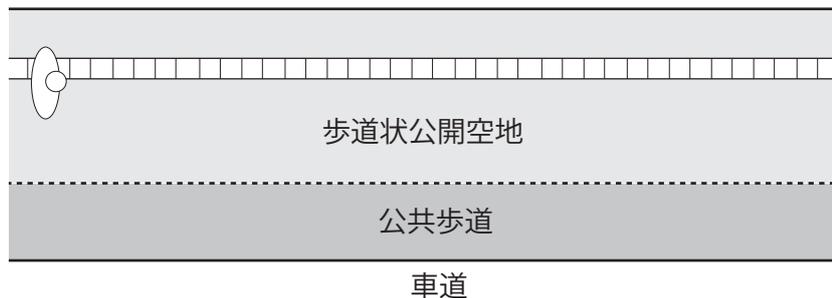
●基本的な考え方

歩道状公開空地等は、原則として道路の歩道と同様に、有効幅員の確保や滑りにくい路面の仕上げ、歩きやすい勾配の確保などに努めます。また、下記の事例のように視覚障がいのある人のための整備環境が整っている場合には、誘導用ブロックを敷設するなどの基準に準拠することとします。

●幅員が狭い公共歩道と一体的に歩道状公開空地等を設ける場合

公共歩道に歩行用空間が確保できないため誘導用ブロック等が敷設できない場合は、歩道状公開空地に誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。また、公共歩道と歩道状公開空地は一体的に利用されることから段差や隙間、蓋のない排水溝などは設けません。

■整備イメージ



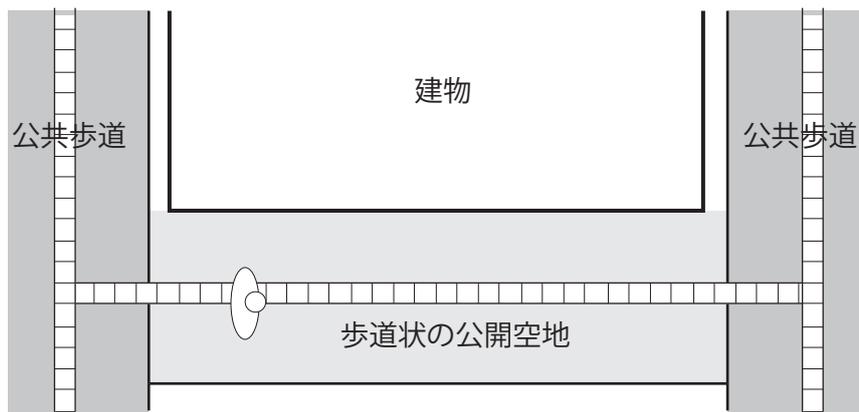
■整備事例



歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方 2

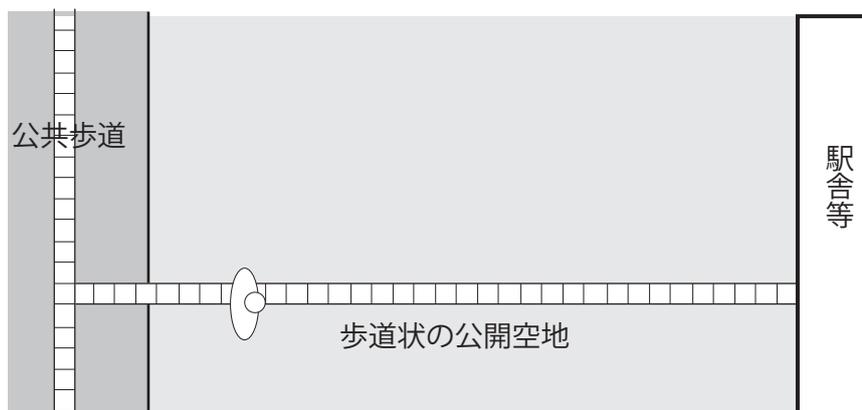
- 公共歩道をつなぐように歩道状公開空地等を設ける場合
公共歩道を繋ぐ公開空地で見通しや明るさなどの歩行安全性が確保されている場合は、誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。

■ 整備イメージ



- 幅員が狭い公共歩道と一体的に歩道状公開空地等を設ける場合
公共歩道から鉄道やバス・旅客船ターミナルなどの公共交通機関の施設に、安全で円滑に移動できる経路が確保できる場合は、移動等円滑化された経路を確保し、誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。

■ 整備イメージ



心のバリアフリー(モラルマナー)

マナーの悪さは、障がいをもった人にとっては大きなバリアになります。せっかく施設が整備されても、利用できなければ意味のないものになってしまいます。使う人の立場にたって、一人一人が気をつけましょう。

●駐車場のマナーを守りましょう



車いす使用者用駐車施設(幅3.5m以上)は、障がいのある方や車いすを使用する方、高齢者等で歩行困難な方などが使用するスペースです。平成24年から「ふくおか・まごころ駐車場」制度がスタートしています。

●点字ブロックの上や歩道のまわりには 自転車などの物を置かないようにしましょう



誘導用ブロックは、目の不自由な方が安全に歩くために手がかりとなる重要なものです。ブロック上や周囲に物を置くと移動の妨げになり、転倒など事故につながる危険があります。

●多機能トイレの使用やエレベーターの乗降マナーに 気をつけましょう



多機能トイレは、一般トイレを利用できない人が使えるように広さへの配慮や多機能な設備を備えています。そのトイレを必要としている人の利用を優先しましょう。

知的障がいについて

●知的障がいとは

知的障がいのある人は、何らかの脳障がい（ダウン症候群などの染色体異常、胎内感染症、低酸素脳症、脳炎など）によって、知的な発達に障がいをもつ人々であり、言語、空間認知、情報入手、コミュニケーションなどに困難を有します。環境の変化、新しい環境への適応や複雑な建築物内の動線を理解したりすることが困難とされています。

知的障がいのある人には、障がいの程度に応じた療育手帳が交付されます。療育手帳を交付されると、一貫した指導や相談、各種福祉サービスを受けやすくなります。

●知的障がいのある人への接し方



自閉症について

●自閉症とは

自閉症とは、脳の機能的な障がいの原因と考えられており、生まれながらの発達障がいの一つです。心の病ではなく、環境や育て方によるものでもありません。

自閉症の特徴として、自分の思いをうまく表現できない、場の雰囲気を読めない、特定の習慣や物に強いこだわりを示すなどがあげられます。そのため、いつも利用している店の配置が違っていたり、日々通っている道にいつもと違う物が置いてあると、どうしたらよいかわからなくなることがあります。私たちにはなんでもないことが自閉症の人には大変なハードルになっていることが多いのです。

●自閉症の人への接し方

①困っている様子が見えたら



易しく簡単な言葉でゆっくりと話しかけてみてください。身振りや文字、絵なども使ってみてください。

②駅のホームの端を独り言を言いながら歩いていたら



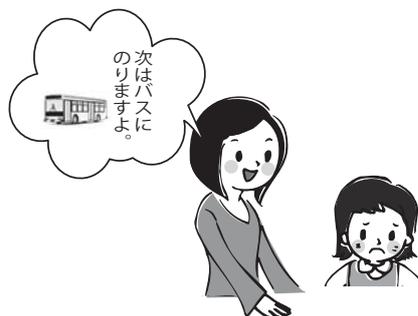
見守りながら、「黄色い線よりこっちにいて下さい」と具体的に動作で示してください。

③大きな声を出したり他のお客さんの迷惑になっているとき



強く禁止せず、「大丈夫ですか、椅子にかけましょう」と静かに声をかけ、場所を移すのも一つの方法です。

④パニックになっているとき



刺激しないように配慮しながら、落ち着くまで静かに見守ってください。落ち着いたら次の行動の見通しを伝えてください。

住空間のバリアフリー

高齢化社会の到来とともに、バリアフリーの需要が増えています。住宅の設計をほんの少し工夫するだけで、安全で身体に負担の少ない家になります。

●バリアフリーのポイント

(『住まいづくりの手引き(平成25年10月発行)』より抜粋)

■玄関

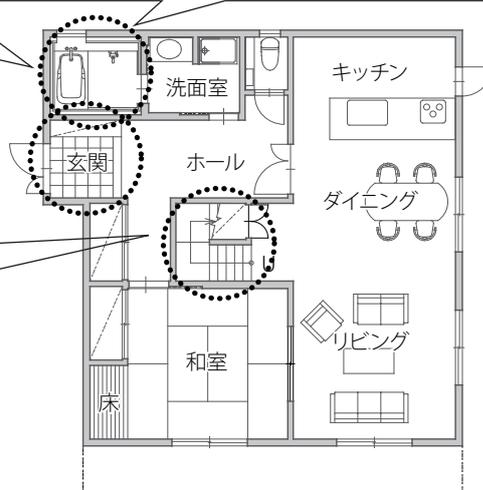
- ・上がりがまちと土間の段差に配慮する。
- ・上がり口に手すりを設置したり、手がかりとなる下駄箱をおいたりする。
- ・玄関扉の開口幅は、車いすでも十分に通行できる幅を確保する。
- ・滑りにくい仕上げ材とする。
- ・夜間でも段差を確認できるよう足元灯を設置する。

■階段

- ・勾配が急になりすぎないように配慮。
- ・手すりをつけた場合でも、昇降に支障がない幅を確保する。
- ・段鼻にすべり止めをつける。
- ・階段スペース全体を十分に明るくする。
- ・自力で階段を昇降するのが困難になったときを見据え、階段昇降機やホームエレベーターを設置できるように配慮しておく。

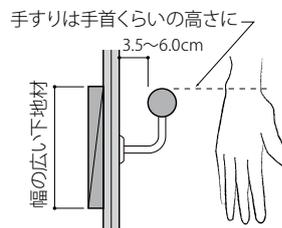
■浴室

- ・出入り口に段差を作らない。
- ・浴槽の大きさや深さに注意する。
- ・浴槽の出入りに配慮した位置に手すりを設置する。
- ・暖房機器や湿気対策の換気扇などを設置する。
- ・非常用ブザーを設置する。



■手すり

- ・手すりを取り付ける高さは、通常、床から75cmから80cm程度が目安です。しかし、将来に備えて、手すりの移動が発生した場合に対応できるように、手すり取り付け下地の幅を広くしておくといいでしょう。



※福岡市では、福岡県・北九州市・久留米市と共同で、住まいづくりの手順やポイント、建築に関する法律、助成制度等についての手引きを作成し、無料で配布しています。

『住まいづくりの手引き』のダウンロードは以下で行えます。

[福岡市ホームページ](#)>[くらし・手続き・環境](#)>[住宅・建築](#)>[福岡市住まいのインフォメーション](#)

ホテルのバリアフリー化(聴覚障がい者への対応)

京王プラザホテルの取り組みを紹介します

●宿泊者に対応した貸し出し備品

フロントなどに連絡できる同時筆談機やFAX,目覚まし時計のアラームやドアノック音を知らせるフラッシュランプ,バイブレーターなどの貸し出し備品があります。

▼同時筆談機



▼FAX



▼ノックセンサー



同時筆談機やFAXで,フロントやルームサービス,または客室同士で筆談ができます。

ホテル側から連絡があるときは,フラッシュランプとバイブレーターで受信が通知されます。

ドアがノックされると,センサーが反応し,フラッシュランプとバイブレーターで,来客を知らせてくれます。

主要な機器は,バイブレーター(振動)とフラッシュランプ(光)と連動しており,フロントからの受信や来客を振動と光で知らせます。

▼バイブレーター(振動)



▼フラッシュランプ(光)



●宴会場での貸し出し備品

マイクの音声を増幅し,その音だけを直接対応の補聴器や専用レシーバーで聴くことができます。ビュッフェパーティーで周囲のざわつきが気になるとき,講演会などで音声をはっきり聞き取りたいとき等に利用できます。

▼専用レシーバー



▼磁器ループシステムに対応した宴会場



「赤ちゃんの駅」に登録しましょう

● 「赤ちゃんの駅」の事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やオムツ替えの設備を持った施設のうち、下記の要件に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録します。

「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるペナント、のぼりもしくはステッカーなどを掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努めます。

■ステッカー



■設置例 (博多大丸)



■設置例 (イムズ)



● 「赤ちゃんの駅」の要件（提供するサービス等）

①、②の両方、もしくは一方を提供する。

①授乳の場の提供

- ・授乳のための場を提供する。
- ・授乳のための場とは、四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場とする。
- ・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

②オムツ替えの場の提供

- ・オムツ替えをするための場を提供する。
- ・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。
- ・紙オムツなどのごみは利用者が持ち帰る。但し、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

③ミルク用お湯の提供（ミルク用のお湯を提供する施設のみ）

- ・ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン（平成19年6月5日食安基発第0605001号，食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長，監視安全課長）に従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。

※福祉のまちづくり条例施行規則及び施設整備マニュアルで定める「授乳スペース」の基準を満足し、上記の内容を満たす施設については、「赤ちゃんの駅」としての登録が望まれます。

(問い合わせ先:福岡市子ども未来局子育て支援部子育て支援課)

こころの病について正しく理解しましょう

「こころのバリアフリー宣言」は、精神疾患についての正しい理解を促すために、厚生労働省より出された指針です。

福岡市でも、こころの健康を守り、ともに支え合う社会づくりのためにこの宣言を推進しています。

●こころのバリアフリー宣言

■あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？

第1 精神疾患を自分の問題として考えていますか(関心)

- ・精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2 無理しないで、心も身体も(予防)

- ・ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3 気づいていますか、心の不調(気づき)

- ・早い段階での気づきが重要です。
- ・早期発見、早期治療が回復への近道。
- ・不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4 知っていますか、精神疾患への正しい対応(自己・周囲の認識)

- ・病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

■社会の支援が大事、共生社会を目指して

第5 自分でこころのバリアをつくらない(肯定)

- ・先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・精神疾患や精神障がい者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により正しい知識が伝わっていない事から生じる単なる先入観です。
- ・誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6 認め合おう、自分らしく生きている姿を(受容)

- ・誰もが自分の暮らしている地域(街)で幸せに生きることが自然な姿。
- ・誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7 出合いは理解の第一歩(出合い)

- ・理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・人との多くの出合いの機会を持つ事がお互いの理解の第一歩となるはずで。
- ・身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8 互いに支えあう社会づくり(参画)

- ・人格と個性を尊重して互いに支え合う共生社会を共に作り上げよう。
- ・精神障がい者も社会の一員として誇りをもって積極的に参画することが大切です。

目の不自由な人のための情報手段

●音声コード

音声コードは、紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えたデータコードで、縦横18mm角の中に日本語で約800文字のテキストデータを記録することができます。

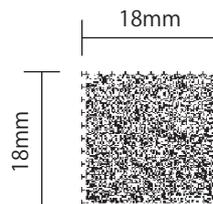
この音声コードを読み取ることで、紙の情報を「読む」ものから「聞く」ものにし、これまで活字文書からの情報入手が困難であった視覚障がい者をはじめ、高齢者や外国人の方にも音声で情報を提供できる手段の一つです。

音声コードは、専用ソフト（インターネットでダウンロードできます）をパソコンにインストールすることで、文書作成（Microsoft Word）で作成した文章を簡単にコード化することができます。

なお、音声コードを読み取る装置は、日常生活用具として厚生労働省の給付対象品に指定されているものに加え、現在では音声コード読み込み機能及び読み上げ機能を備えた携帯電話も普及し始めています。



▲音声コード



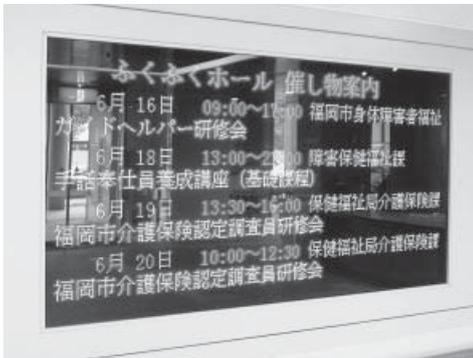
▲音声コードを読み取る装置

携帯電話対応音声コードは、自治体を中心として、「お知らせ、通知文書、広報」等の印刷物に活用されています。

耳の不自由な人のための設備・共用品

●電光掲示板

プラットフォームでのアナウンスや施設の中での催し物の案内などを、電光掲示板を使って耳の不自由な人に知らせます。



●点滅型誘導灯

火災など非常時に、強い光を点滅させ、危険を知らせます。



●蓄光式誘導標識

光を照射した後に暗所で発光する蓄光性をもつ誘導標識です。暗所での視認性に優れています。

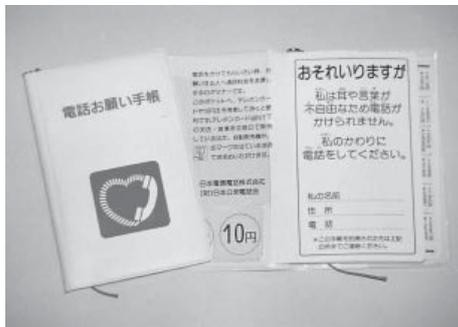
●文字放送テレビ

文字放送テレビとは、テレビ番組の内容を文字化して視覚的に理解できるようにしたものです。

覚えておこう

電話
お願い
手帳

この手帳は、耳やことばの不自由な人や高齢者が電話をかけたい時に利用するものです。この手帳を見かけたら、かわりに電話をかけてください。



耳
マーク

このマークは受付、窓口などに設置して、耳が不自由な人への対応を行っています。示すことができます。「筆談する」「大きな声ではっきり話す」「手招きして呼ぶ」等の配慮を行います。



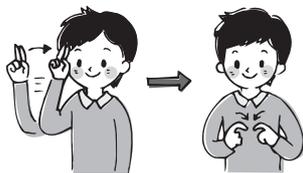
手話と指文字

私たちは、友だち同士で楽しく会話をしたり、言葉をかかわすことによって、新しい人間関係をつくることができます。聞こえない人たちはいったいどんな方法で話をするのでしょうか？

聞こえない人たちは、手話や指文字を使います。手話は、耳の不自由な人たちの間で用いられる言語です。

手話や指文字の他に聴覚口話法（補聴器や人工内耳を用い言葉を聞き取ったり口の形を読み取る）や筆記法（筆談・空書）を使います。

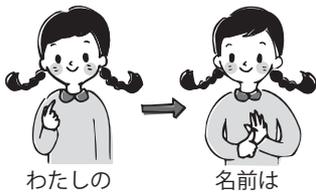
■手話



こんにちは
※指は額の中央にあてる



ありがとう
※左の手は甲を上



わたしの

名前は

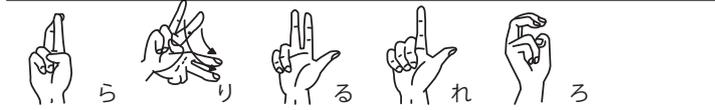
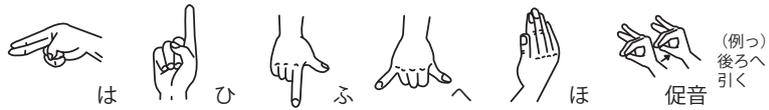
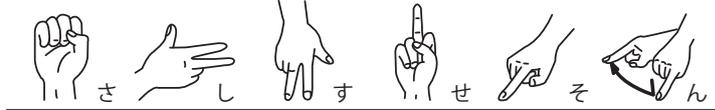
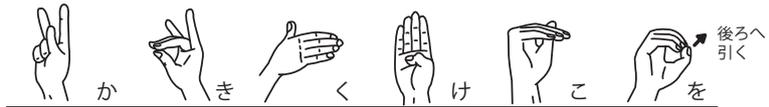


たなか
※あなたの名前を指文字で表してみてください。



です

■指文字（指で文字を表現します）



この図は相手から見た場合の絵です。

子育てバリアフリー

～子育て世帯に配慮した施設整備や取り組み～

●商業施設での施設整備や取り組み



託児室
保育士による子ども一時預かりサービスを実施。



ベビー休憩所
赤ちゃんのおむつを替えたり、授乳や離乳食をあげることできる部屋。電子レンジ、調乳用ポット、流し台も完備。



多目的トイレ
ベビーカーを使用したまま入ることのできるゆったりとしたスペース。



カフェ
子ども向けのメニューを準備。また、離乳食を温めたり、皿に盛り付けるサービスも行っている。



キッズ専用ヘアサロン



ベビーカーの貸し出し

●マンションでの施設整備や取り組み



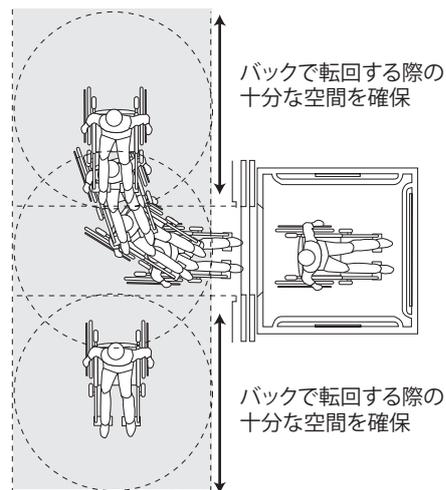
保育施設
マンションの1階に居住者専用の保育施設を併設。



乗降ロビー付近の設計ポイント

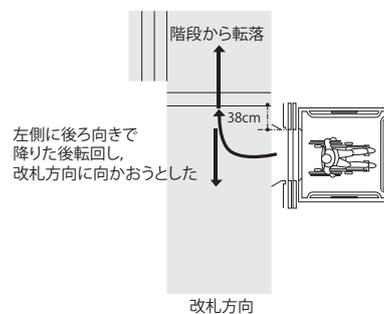
●乗降ロビー付近の設計では、以下のような配慮が望めます

- 1) 電動車いすが後向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車いすが転回できる空間の確保を考慮すると180cm程度）には、下り階段・段差を設けない。
- 2) 正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車いすの転回を考慮すると180cm程度）の範囲には下り階段・段差を設けない。
- 3) 電動車いす使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



■X駅での事故例

X駅において、電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2階）から転落し、死亡する事故が発生しました。事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落しました。このエレベーターかご内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは旧移動円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていましたが、このような事故が発生しました。



車両（公共交通機関）のバリアフリー基準の概要

高齢者や障がい者等を含むすべての人が利用しやすい公共交通機関の実現に向け、車両等（旅客の運送を行うための鉄道車両、バス車両、船舶など）を新たに導入等する際には、国のバリアフリー基準を遵守するとともに、各車両のガイドラインに沿って整備します。

●鉄道・地下鉄



(福岡市市営地下鉄)

基準(抜粋)

【乗降口】

- ・1列車に1以上は、有効幅を800mm以上とする

【車いすスペース】

- ・1列車ごとに1か所以上設ける
- ・車いすスペースである旨を表示する

【案内表示及び放送】

- ・戸の開閉する側を音声提供する設備を設ける
- ・次に停車する駅名及びその他の運行情報を文字表示及び音声提供できる設備を設ける

●乗合(路線)バス車両



(西日本鉄道株式会社)

基準(抜粋)

【乗降口】

- ・1以上の乗降口の有効幅は80cm以上とする
- ・乗降口のうち1以上は、スロープ板等を設ける

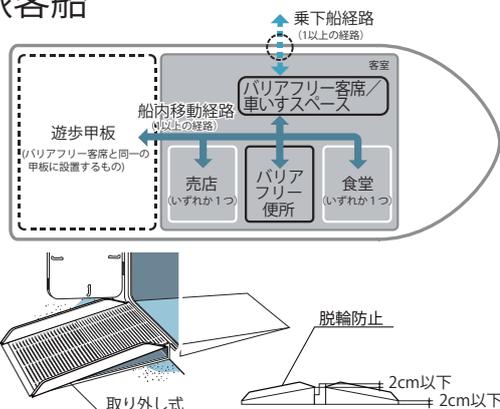
【車いすスペース】

- ・1以上設ける
- ・車いすを固定するための設備を設ける

【運行情報提供設備等】

- ・車外には行き先を前面、左側面、後面に表示する
- ・車内には次に停車する停留所名及びその他の運行情報を文字表示及び音声提供する設備を設ける

●旅客船



基準(抜粋)

【乗降用設備】

- ・タラップその他の設備のうち1以上は下記による
- ・車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造(段差2cm以下)とする

【車いすスペース】

- ・旅客定員100人ごとに1か所以上設ける
- ・固定するための設備を設ける

【乗下船経路及び客室への出入口】

- ・幅は80cm以上
- ・スロープ板などの設備を設ける

出典:「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(監修:国土交通省総合政策局),
「旅客船バリアフリーガイドライン」(監修:国土交通省海事局)

市営地下鉄七隈線の音サインシステム

市営地下鉄七隈線では、視覚障がい者に対する情報提供として、従来の点字や触知という手法以外に、音によるサインシステムを取り入れています。音サインはこれまでに公共施設などでも導入されていますが、動線に沿ったサインシステムとして構成されている例は少ないのが現状です。七隈線では視覚障がい者団体や研究機関、メーカー等の協力を得て、さまざまな実験、検証をくり返し、新しい音サインシステムを実現しました。

●市営地下鉄七隈線の音サイン

<音サイン>

- 定点・音声サイン … 現在の位置を示す地上出入口の定点音など
- ▲ 案内音声サイン … 音声による構内案内・トイレの音声案内など
- 警告音声サイン … ホーム可動柵開閉警告音・エスカレーター誤進入警告音など

駅の発車アナウンスやベルは上下線で別になっています。上り線(天神南方面)はアナウンスの声が女性のものになっており、下り線(橋本方面)は男性のものになっています。ベルの音色、音の間隔なども上下線で異なります。

改札前の構内案内サインには、音声案内が付加されています。触知図内の操作ボタンにより、目的施設の方向と距離を案内します。方向や距離の表現のルール化も行われました。

トイレ入り口の触知図は、人感式センサーの作動により、トイレの種別を音声で案内します。「男性トイレは左奥、女性トイレは右奥、みんなのトイレは右手前です」と流れます。
※内容は駅によって異なります。

災害時に援護が必要な人への支援

災害時要援護者とは、災害時に必要な一連の行動をとるにあたって支援を要する方々で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などがあげられています。

災害時の要援護者支援は、日ごろからの見守りや隣近所など身近な人たちによる地域の支え合い、助け合いの「共助」で成り立っています。

■安否の確認と情報伝達、避難誘導等について考えておきましょう

災害時要援護者は、情報の入手や理解が困難なおそれがあるので、支援者は災害発生直後に、周囲の安全に注意をはらいながら、必要な情報を伝達することが大切です。また、避難が必要な場合も、要援護者が必要とする支援に注意して行いましょう。

情報格差をなくす

<ul style="list-style-type: none"> ●簡潔でわかりやすい言葉を使いましょう。 		<ul style="list-style-type: none"> ●口頭で伝えるだけでなく、文書も配付しましょう。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●耳の不自由な人や高齢者、外国人に対しては、大きな声で、ゆっくり、はっきり話しましょう。 		<ul style="list-style-type: none"> ●文字による伝達は、大きくわかりやすい字で、外国人や子どもなどにも伝わるよう、ひらがなを多く使うなど配慮しましょう。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●重要な情報は、一軒ずつ住宅を回るなどして確実に伝えていきましょう。 		<ul style="list-style-type: none"> ●数字に関する情報は、誤解などを生む危険性があるので、特に注意しましょう。 	

■災害時要援護者支援の流れ

災害時要援護者は避難所での生活でさまざまな手助けを必要としています。障がいなどの内容や程度によって必要となる支援が異なりますので、よく理解したうえで対応し、できるだけ早く支援体制をつくるなど、お互いに助け合うことが必要です。

<ul style="list-style-type: none"> ◆正しい情報の伝達 ●災害に関する情報や連絡事項を伝えるときは、放送や口頭による連絡方法だけではなく、掲示板による方法を併用しましょう。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時要援護者への声かけ ●日常と異なる状況にいるため、精神的に不安になりがちです。話し相手になるなど、積極的に話しかけましょう。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所への移動支援 ●災害時要援護者は、福祉避難所(二次避難所)の設置後、そちらに移動することが想定されるので、移動がスムーズにできるように手伝いましょう。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆要援護者別の配慮 ●おむつ交換や補装具交換が必要なときは、ついたてやカーテンを設けるなどの配慮をしましょう。 	

出典:「災害時要援護者支援ハンドブック」(福岡市)

工事中のバリアフリー配慮

工事中の安全対策は、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に公共空間を利用できるようバリアフリーへの配慮や工夫を進めることも大切です。

福岡市が発注する工事では『工事中の歩行者安全対策の手引き（平成20年3月）』の主旨を踏まえて歩行者の安全確保に努めています。民間の工事についても、この手引きを参考にして公共の歩行者空間におけるバリアフリーへの配慮をお願いします。

● 主な配慮項目と工事中の事例

■ 通路の幅員

- ・有効幅員は、できる限り、車いす使用者が通行しやすい幅を確保します。また、工事箇所の周辺状況や歩行者数にも配慮します。

※車いす使用者車が通行しやすいよう、できる限り1メートル以上の有効幅員を確保します。

■ 通路上の段差

- ・段差は、可能な限り作らないようにします。やむを得ず段差が生じる場合には、段差はわかりやすく表示し、手すりの設置などを検討します。

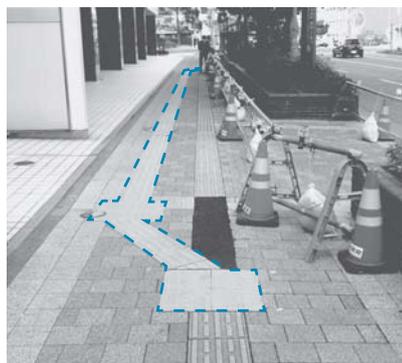
※仮復旧部分と本設部分の境などには段が生じる場合があり、車いす使用者、杖使用者、視覚障がい者の通行の支障になる場合があります。

■ 視覚障がい者誘導用ブロック等が設置してある箇所の対応（う回路の設定）

- ・視覚障がい者誘導用ブロックが設置された箇所での工事では、現状の誘導機能を確保して工事を行います。

※やむを得ず視覚障がい者誘導用ブロックを一時的に撤去する場合には、視覚障がい者誘導用ブロックを仮設置するなど機能の確保を行うほか、視覚障がい者が安全に通行できるよう、交通誘導員等の工事関係者の声かけによる誘導やサポートなどを必要に応じて行います。

段差の解消や介助が必要な方への声かけなど、安全に歩行者空間が通行できるよう配慮をお願いします。



▲誘導用ブロックを仮設置した事例

『工事中の歩行者安全対策の手引き』のダウンロードは以下で行えます。

福岡市ホームページ > 入札・契約・公共工事 > 公共工事の技術情報

横断歩道のエスコートゾーンについて

●エスコートゾーンについて

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上において視覚障がい者が進むべき方向の手がかりとする突起体の列（エスコートゾーン）を設置します。

●エスコートゾーンは以下の場所に優先的に設置します。

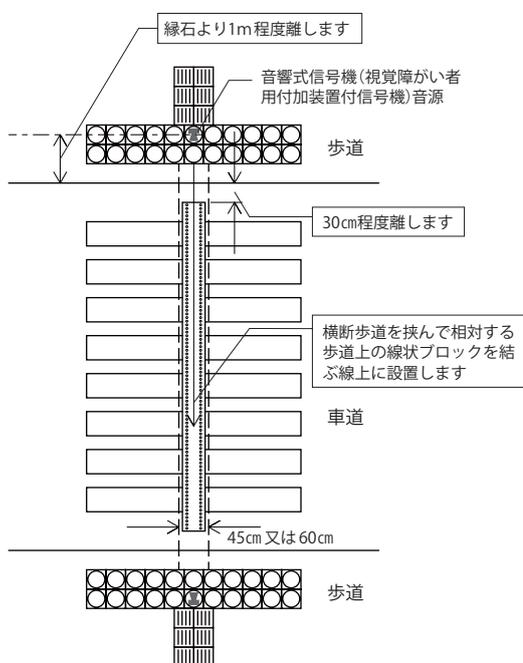
- ①視覚障がい者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障がい者の需要が見込まれる横断歩道
- ②バリアフリー新法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道

●エスコートゾーンを設置しない横断歩道

スクランブル方式の信号交差点における斜め横断用の横断歩道については、設置しません。

※参考資料:「エスコートゾーンの設置に関する指針」(警察庁交通局交通規制課)

●エスコートゾーンの設置例



設置方法

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置します。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離します。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとします。

黒門橋交差点の横断歩道にはエスコートゾーンが設置されている(唐人町駅～ふくふくプラザ)



コラム

低床バスとは

●低床バスについて

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準の定める省令」の第38条に、「国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、65cm以下でなければならない」とあります。

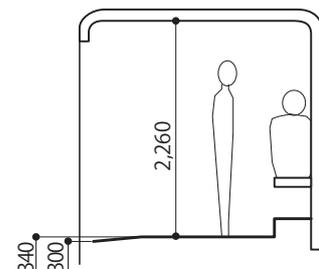
この法による低床バスが「ノンステップバス、ワンステップバスレベル」となります。ただし、65cmの場合は、構造上ワンステップバスになります。

2020年までのバリアフリー化の目標として、バス車両について以下のように目標を定めています。

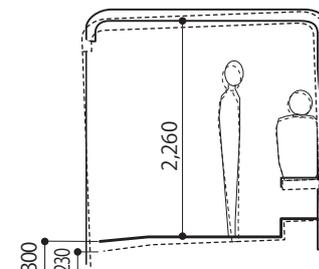
バス車両	約50,000台 (バス総車両約6万台から適用除外認定車両約1万台を除いたもの)	平成22年3月末におけるノンステップバス約26% ↓ 整備目標：平成32年度までに約70% (約35,000台) をノンステップバスにする
------	---	--

●ノンステップバスとワンステップバスの違い

■ノンステップバス
バスに乗り込むとそこがフロアになるタイプ

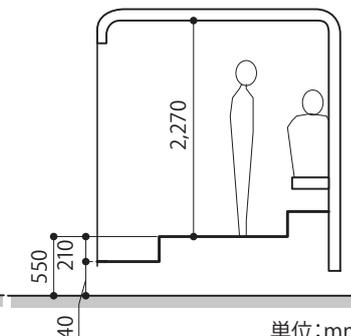


バスに乗り込む際に車体が傾くタイプ



※この他に、バスの前方が傾くものもあります。

■ワンステップバス
バスに乗り込み、さらにもう1段上がるとフロアになるタイプ



単位:mm
※寸法は参考値





バス停の利用環境改善 (屋根やベンチの設置)

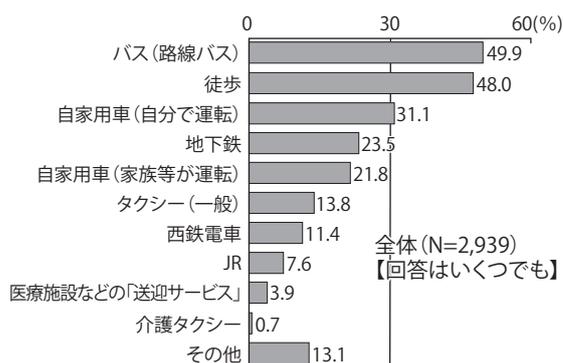
バスは公共交通機関の中でも身近な移動手段として高いニーズがあることから、バス停における利用環境を改善することは大切なことです。

●屋根やベンチの整備状況

バス停の屋根やベンチについては、これまで利用者へのサービスの一環としてバス事業者による設置を基本としてきたところですが、今後は、高齢者や障がいのある人への支援や公共交通利用者の利便性向上の観点から、道路を管理する自治体もバス事業者と役割分担について十分協議し、整備を行うこととしています。

また、自治会や商店街などの地域団体もバス停にベンチを設置することができます。その際、設置や維持管理の費用に充てるため、近隣店舗等の広告をベンチに貼付することもできます*。

■よく利用する交通手段



(福岡市高齢者実態調査結果報告書(平成22年度))

■福岡市による整備例



■天神地区にあるバスシェルター



・バスシェルターは、屋根や風防ガラス、夜間照明等の設置によりバス利用者の利便性・安全性が向上します。また、4ヶ国語に対応した地図案内サインの併設により、市民や観光客へのサービス向上も図られています。

※バス停ベンチに関する問合せ先

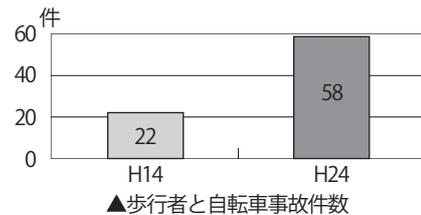
福岡市道路下水道局管理部路政課(電話:092-711-4458)

福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画

(1) 背景・目的

自転車は、環境負荷を軽減し、手軽で健康によい乗り物として利用者が増加していますが、交通事故に占める自転車事故の割合が増加しており、特に歩行者との事故の増加が顕著となっています。

そこで、歩行者の安全を確保しながら、自転車、自動車等が適正に利用できる道路空間づくりのため、自転車レーン等の整備に取り組んでいくこととしています。



(2) 整備の基本方針

①自転車通行空間は、原則として車道に整備します。

区分	自転車道 (幅員 2.0m 以上)	自転車レーン (幅員 1.0m 以上)	車道内共存 (幅員 0.75m 以上)
整備形態	<p>民地側 歩道 自転車道 車道</p>	<p>民地側 歩道 自転車専用通行帯 車道</p>	<p>民地側 歩道 自転車誘導帯 車道</p> <p>$0.75 \leq W < 1.0m$</p>

②既に歩道内において、自転車通行空間が整備されている場合は、早期のネットワーク化を図るため、当面、その空間を活用します。

③対象路線は、幹線道路(原則、幅員15m以上*の都市計画道路)とします。

* 幅員15m以上とは、車道路肩に自転車レーンが確保できる最低道路幅員

(3) 計画期間と整備目標

平成25～34年度(10力年)における整備延長:100 k m

ほじょ犬(身体障害者補助犬)について

ほじょ犬(身体障害者補助犬)は、目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いできるよう特別な訓練を受けた、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬です。「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」の3種類が認定されています。

ほじょ犬は身体に障がいのある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

ほじょ犬は、きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務がある場所

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する施設(商業施設、飲食店、病院、ホテルなど)
- ・事務所(国や地方公共団体の事務所、従業員50人以上の民間企業)

●ほじょ犬の種類と役割

種類	盲導犬	聴導犬	介助犬
役割	障がい物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えるなど、視覚障がい者の歩行をサポートします	玄関のチャイム音など、生活の中の必要な音を、聴覚障がい者に教えます	物を拾って渡したり、着脱衣を介助するなど、肢体不自由者の日常生活行動をサポートします
特徴	ハーネス(胴輪)	聴導犬であることの表示	介助犬であることの表示
実働数	全国で1,010頭	全国で55頭	全国で72頭

実働数は2014年7月現在



ほじょ犬を同伴できることを示したステッカーの例

出典:厚生労働省HP、「ほじょ犬もっと知ってBOOK」(厚生労働省)

公園の情報提供について

公園の施設整備や利用支援によるバリアフリー化状況について、利用者に対して事前に分かりやすい形で、幅広く情報提供することが重要です。

また、高齢者、障がい者等が公園を利用する際には、標識や案内板以外にも案内が必要な場合があります。そのため、管理事務所において、移動等円滑化整備状況について情報提供することが有効です。

●事前の情報提供の内容

- ・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望めます。
- ・高齢者、障がい者等が利用しやすい園路、駐車場、多機能便房の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望めます。
- ・公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望めます。

●事前の情報提供の方法

- ・施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、FAX、ホームページなどによる申し込みが出来るようにすることが望めます。
- ・ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障がい者や文字の認識が難しい障がい者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望めます。

●管理事務所における情報提供の内容

- ・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望めます。
- ・公園内の車いすで利用しやすい園路、多機能便房などの位置等についての情報提供を行うことが望めます。

●管理事務所における情報提供の方法

- ・案内を行う場合は、高齢者、障がい者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望めます。
- ・視覚障がい者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望めます。
- ・公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望めます。

公園の利用支援について

高齢者や障がい者等が公園に親しみ楽しめるよう、公園の魅力や利用方法について理解を高めるために、公園の魅力を案内したり体験を支援するプログラムを用意することが有効です。

また、高齢者や障がい者等の公園利用を支援する上では、必要に応じて支援機器の提供や公園職員やボランティアによる人的な利用支援を行うことが有効です。

●利用プログラム

- 公園の特性に応じた公園の案内や、施設の利用等を支援する利用プログラムを用意することが望めます。
- 利用プログラムの検討にあたり、レクリエーション等の専門家と協力することや、公園管理者、障がい者、地域住民、学識経験者等による協議会を設置することが望めます。
- 継続的な実施のため、協議会の運営のほか、大学、NPO団体、関連福祉団体、ボランティアなどと協力することが望めます。

●利用サポート(支援機器の提供)

- 高齢者や障がい者等の公園内の移動等を支援するため、車いす、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望めます。

●利用サポート(人的な利用支援)

- 高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望めます。
- 人的な支援を行う場合には、適切な支援の提供のため、高齢者、障がい者等の意見の反映や参画による研修等を継続的に行っていくことにより、公園職員のバリアフリーに関する技術向上に取り組むことが望めます。
- ボランティアを育成する研修の実施等により、継続的に人的な支援を行っていくことが望めます。

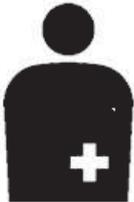
障がい者に関するマークについて1

街なかで見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

●主な障がい者マーク

名称とマーク	概要	連絡先
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課警察庁 TEL:03-3581-0141(代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課警察庁 TEL:03-3581-0141(代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬についてはP●●を参照してください。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p>

障がい者に関するマークについて2

名称とマーク	概要	連絡先
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/ TEL:03-5291-7885</p>
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/ TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 http://www.joa-net.org/ TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682</p>
<p>【ハート・プラス マーク】</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.net/~h-plus/ TEL: 052-718-1581</p>

出典:「障害者に関するマークについて」(内閣府HP)